

意見書案第7号

所得税法第56条の見直しを求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成29年12月15日

提出者	つくば市議会議員	滝口隆一
賛成者	つくば市議会議員	皆川幸枝
	〃	木村修寿
	〃	高野進

## 所得税法第 56 条の見直しを求める意見書

中小業者（自営業者）は地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その事業を営む上でなくてはならない家族従業者の「働き分」（自家労賃）を「所得税法第 56 条」は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」とし、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は 86 万円、家族は 50 万円控除されるのみで最低賃金にも達していません。家族従業者はわずかなこの控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。交通事故で入院しても保障日額が専業主婦の 5,700 円より低い、2,300 円しか認められない人もいました。

税法上は「青色申告」にすれば、「働き分」を経費にすることができますが、同じ労働に対して申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾しています。平成 26 年度以降はすべての白色申告者も「記帳義務化」が課され、青色と白色の差はほとんどなくなっています。

「国連女性差別撤廃委員会」は「人格にかかわる差別はやめるべき」と日本政府に勧告しており、麻生財務大臣は「56 条の見直しについて研究する」と国会で表明しています。

アメリカ・イギリス・ドイツなど世界の主要国においては、家族労働者の「働き分」（自家労）を必要経費として認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。

日本でもすでに 489 自治体で「所得税法第 56 条」の見直しや廃止の意見書が採択されています。

よって国会及び政府においては家族従業者の「働き分」（自家労賃）を必要経費として認められるよう「所得税法第 56 条」を見直し又は廃止するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 15 日

つくば市議会

提出先 衆議院議長  
参議院議長